

の教育委員会学校教育の指導目標及び指導の重点というものが決定されたわけでございますが、その中におきましても、心身ともにたくましく、心豊かな児童生徒を育成するということでございます。指導の重点として四つ挙げられております。人間尊重教育の徹底、基礎学力の充実、生活指導、進路指導の徹底、健康安全教育の推進と、四つからなっております。特に生活指導、進路指導の徹底につきましては、父母、地域社会、近隣の学校及び関係諸機関との連携を密にし、児童、生徒の健全育成に努めるとともに、問題行動を未然に防止する指導を徹底することとが大切であるというふうにしております。

これらによりまして、各学校に指導いたしましたして、問題行動が起きないように防止していただくというふうに考えておりますが、なお特に教師に対する教育相談研修会等を実施いたしましたして、その充実を図ってまいりたいというふうに考えております。続きまして、組合の関係でございますが、御指摘のとおりのこと

が多いようにございますが、私も聞っておりますが、現在、職員数は全体で二百七十七名おります。校長、教頭を除きますと二百五十七名で、そのうち組合員数が百七十三名、非組合員数が八十四名でございます。加入率が六七・三％でございます。これらについて、御質問等のこともありますが、私も聞っておりますが、それにしては、PTAの組織等の問題とか、いろいろ問題についても、いろいろ問題があるようにございます。これにつきましても、今後、学校側とも協力いたしまして、その問題をなるべく起さないように努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、三丁目でございますが、都議会の関係で、去る二月二十八日の都議会文教委員会でのこの御質問でございますが、市といたしまして、教育長の方針といたしましては、学校長は一人で悩むな、お互いに痛みを分かち合って、すべての問題の解決に当たりたいというふうにございます。繰り返し指導してまいります。したかしまして、たとえば児童、生徒の事故等があった場合、緊急を要するものは

まず電話で、その次はメモで、最後に正式の事故報告をするようにという、ことで事故等の報告がなされております。隠すということとか、学校だけでもみ消すという、これは、いま、ございません。非常によく報告を受けておるといふ状況でございます。今後とも同様に指導してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、青少年問題協議会に対する補助金の増額でござい
 ますが、地区委員会に対するものでございしますが、この問題につ
 いて、財政問題検討委員会もございすし、また、関係部とも協議
 しながら、前向きに検討させていきたいというふうに考えております。
 以上、お答え申し上げます。

○ニ十一番（小林菊三君） 大変、明快な御答弁をいいたくしまして、ありがとうございます。

一応、要望にさせていたのですが、いかにしても、現在の
青少年非行は、いわゆる戦後第三のピークを迎えてゐるとい
ふので、また、ますますふえる傾向にある。特に非行少年の低年

年齢、女子非行の増加などが、いま大きな社会問題にもなっており
 ますが、この忠生中学の事件と契機に、人ごとでなく、校内暴力
 を生み出す背景等を真剣に考えていかなければ、と思います。

手に、学校は勉強だけしか教えないところではなく、子供たちが
 もう少しかまんで耐えていく力をつけるような教育も必要ではな
 らうかと私は思います。それで、先生と生徒の心の触れ合い指導の
 徹底を図っていただくよう要望したいと思えます。

また、二月の福生の広報に載つてゐたんですが、議員各位も御案
内のお通り、この中には、十六年度の決算内容がうたてありますから、
教育費の決算額が、いわゆる総額の二七・九％ということか、この中にも
うたてであります。この内容をちょっと分析してみましたら、主なものが、
教育費の三十三億八千四百万何らかの五八・九％が学校整備費で
あると。三十三億何千万の金のうち五八・九％が、学校とか、学校の整
備にいつたお金であるというものであつて、实际的に非行防止に関係
するようないつたところを、子供たちのものもろもろのクラブ活動とか、いろいろがこ

とに使われてる金額というは、本当に微々たるもので、一口に言つて教育費、三十三億八千四百万の全体の中の教育指導費は、一千二百十九万六千八十七円であつた。中学校の教育振興費が三千八百四万九千五百九十三円。全く、実際に、真に子供に、クラブ活動とかいふな非行防止につながるような使ひお金といふのは、そんなに少ないのかといふことを、私はいろいろ分析したところ、いろいろ数字が出たんですが、いろいろ問題についても私は指摘したと思ひますが、御案内のとおり、当市の小中学校の校舎は、他市から比較すると、大変、狭い、はな学校ではなからうかと、私も思ひますし、恐らく市民もそのように思つてゐると思ひます。今後はひとつ、学校整備費の方の予算を控へ目にするとか、あるいは三年でやるといふ五年に延ばすような形にして、予算を、いはば子供に育てるための子供のための教育に必要な振興費とか、あるいは指導費等に回していただくことを、私は強く要望しまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（末次性男君） 次に、二十三番 関 米吉君。

（二十三番 関 米吉君 登壇）

○二十三番（関 米吉君） 御指名をいただきました。私の一般質問を行わせていただきます。

私の質問の第一点は、昭和五十八年度予算編成方針についてでございます。この問題につきましては、私は、去る十二月九日の定例議会におきまして、国の厳しい財政事情下において、国の赤字が各地方自治団体にしわ寄せされるような形勢にある。すなわちこのようなことが行われた場合、当市の五十八年度予算編成方針にも大きな影響が出るのではないか、一、二の具体的事項を示して、市当局の見解をただしました。当時は、国の予算は、大蔵原案に對しまして復活交渉の最中でありましたが、国の予算案が確定し、国会で審議される段階に至った現在、市の行政水準を向上させるという観点から、五十八年度予算編成において、その懸念は全く心配無用のものであるかどうか、端的にお伺いいたします。

御案内のように、先日、送達されました五十八年度一般会計予算

額資料と見ますと、五十八年度一般会計予算額は前年当初比三・六%アップとなっておりますが、その内容に目を通しますと、市税における個人市民税の所得割普通徴収が、前年比二億二千六百五十一万という大きな調定減となっております、さらに地方交付税において、一億二千九百六十九万七千円が減額となっております。合計三億五千六百十一万七千円という大きな減額でございます。一方、これに見合ひべき増額分の主なものは、土木費及び教育費関係の国庫支出金の二億六千三百六十五万六千円と、市税のうちの固定資産税の一億四千三百七十九万八千円でございます。このうち、国庫支出金の増額分は、主として建設費関係事業への投入でございます。

こう見てまいりますと、五十八年度予算は、名目的には三・六%の伸びを示しておりますが、実質的には成長ゼロで、どこかに、このしわ寄せが隠されておるように思え、行政サービス水準の低下、もしくは市民への何らかのはね返りが、今後心配されるのではなかろうかと思ひますが、この点に対して、大丈夫、というお答えがいつにけるかどうか。

お断りいたしますが、五十八年度予算資料から数値を挙げましたが、細かな数字に関する問題は、予算案審議の段階にお尋ねする考えでおりますので、基本的な考え方にそのお答えをいたしたいと思います。

次に、人件費問題について質問いたします。

御案内のように、現在、国家公務員の五十七年度給与改定は、政府の方針により凍結され、地方公務員に対する給与改定も、これに準ずるより、強かな指導によってストップされておりますの状況にあります。この措置は、人事院勧告制度の基本から見ても、明らかに不当な措置であります。そもそも人事院勧告制度は、公務員が待遇改善などの労働諸条件に関して、民間並みの労働争議行為を行うことは、公共的に大きな問題があるので、スト権を奪うかわりに、一般的賃金水準と人事院が勧告し、国及び地方公共団体は、これを尊重し履行するというのが基本であり、長い間の慣行として行われてきた制度でございます。

しかも、人事院は、昨年の八月六日、国家公務員の五十七年

度給与費を四・五八%、一人当たり一万七百十五円引き上げるべきである、この勧告を行い、都の人事本員会においても、十月の十三日、都職員の給与を、四月にさかのぼって、平均四・五%、一人当たり一万二千五百四十七円引き上げるべきであるとの勧告を行っております。本来ならば、これらの勧告に準じまして、当市職員の給与も、当然改定が行われているにもかかわらず、国が財政難を理由に、国家公務員給与の改定を拒否するのみならず、都や市町村が国と同じような措置を取らなければならない、その市町村に対し、国の財政的援助をストップさせることを強要しているのが現在の状況でございます。

各地方自治体の職員は、御承知のように、国に雇われているものではございません。市長も、国や都から任命されているものでもございません。人。福生市職員は、市長によって採用され、その待遇も、市の条例によって定められておるものでございます。国の状況がこうだから各市もこれに従え、従えない場合は制裁するというのでは、生活権の確保と安定を求め、各種の職員が猛然と反対するのはあじうべきのこと

であります。

去る二月の十八日、当市の各種の職員が、この政府の暴挙に抗議し、統治者能力を有する市長の決断を求めて、一斉に庁舎前への座り込み闘争行動をとりました。当市職員も、この行動に参加いたしました。あの日、庁舎を訪れた多くの市民は、一体、何事が起こったのだらう。一体、市長と職員は何をやっているんだらうというより、印象を持った者も少なからずあったことを思います。そうした市民の印象は、結果的には市政への不信にもつながるのではないかと心配されております。そこで、職員がやむにやまれず、こうした行動をとらざるを得なかった事情を、公衆の場において、市民に鮮明にさせることは、市長として当然の責務と考えられるので、まず次の点について市長の所信をお伺いします。

一つ、市長は、人事院及び人事委員会勧告は、尊重し履行しなければならぬものと考えておられるかどうか。

二つ、いままで、数多く重ねられてきた組合との交渉の中で、組合が

この人事院勧告の履行と迫る主張は、さうなものかと解するか、不当なものかと解するか、以上、二点についてのお答えをいたします。続いて、広域行政に関する市長の今後の方針についてお尋ね申し上げます。

当市は、去る五十二年、「活カある市民のまちをつくるために、福生市総合計画を策定し、その基本構想において、市政は、国、都や隣接都市と密接な関連のもとに行われなければならない。市民の生活行動範囲の拡大は、隣接都市群を一体とした日常生活圏を成立させており、一方、法的、財政的にも一都市だけでは処理できない問題が多い」として、広域行政協力の必要性を強調しております。事実、ごみやし尿処理、流域下水道、伝染病、下水道、火葬場などの広域的な事業、さらには、国鉄各線の改善運動、また、最近におきまして、モノレール交通、長期的なごみ処理場問題、一六号外周道路建設運動等、幅広い行政運動が展開されております。これらの運動の中には、当市に直接的な影響のないもの

もございますが、すべて間接的には、広域な地域交流の利便を増幅し、当市の将来発展に、少なからぬ影響を与えらるるものであり、これを信じております。

私は、こうした広域行政への動きに水をさすものではないと思っております。この指摘したいとは、こうした行政推進について、市の基本的姿勢が、基本構想に基づく中期実施計画に明らかにされてきたという点でございます。西多摩地区における中核的都市として、当市は西多摩府地区というような広域行政推進に、積極的なリーダーシップをとって取り組む考えであるのか、あるいは、こうした広域行政の進め方については、東京都主導によるところの、あなた任せの対応でいくのかどうか、明確な御答弁をお願い申し上げる次第でございます。

以上の点につきまして、明確なる御答弁をお願いし、質問といたします。よろしく願います。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君) 関議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、第一点目の予算の編成の方針でございますが、予算の編成に当たりましては、前年同様、財政基盤の確立を図り、健全財政を指標として編成してまいりました。したがって、特に考え方に変わったところはございません。

なお、御指摘の懸念される国家予算につきましてですが、その総額は、前年度比一四〇と、昭和三十年来の低い伸び率であります。財源の多くを依存財源に頼らなければならぬ、当市においては、前例にない厳しい予算編成であつたわけであり、また、自主財源を見ますと、税収も伸びず、前年比三・四〇にとどまっております。このような状況にあつては、行政水準の低下を招くことなく、住民福祉の向上を目指し、基本構想に基づき予算編成した結果、収支の均衡が保たれず、財源不足が生ずることになりました。例年、下水道事業等、建設関係事業には、多額の一般財源を充当してまいりましたが、かかる財源不足により、五十八年度は、その分をカバーから積み立ててまいりました都市施設整備基金を取り崩し、

一般事業費の補てんとし、収支のバランスを保つこととしたに次第であります。

次に、質問の第二点、人件費問題でございますが、市長は、人事院及び人事委員会勧告を尊重し、履行しなければならぬものと考えるかどうかというところでございますが、公務員に対する労働基本権の代償措置として人事院制度が設けられた経緯から考えれば、勧告は尊重しなければならぬと考えております。

二番目の団体交渉の中で組合が主張していることは、妥当なものと解するが、不当なものと解するかというところでございますが、ただいま申し上げましたように、人事院制度の経緯から考え、また、これを尊重して給与改定を実施してまいり経緯から、組合の主張は、妥当なものと考えます。ただ、私といたしましては、給与は、国、都、または他の公共団体との比較において決定しなければならぬと考えっておりますので、国が凍結、都がこれに準ずる措置といたしてゐる情勢の中で、これに先かけて実施することはできませんし、そのことが福生市をお預か

りする市長としての当然の措置であると思います。

と申しますのは、五丁に満たないわが市といったしましては、議員の皆様方も御承知のように、行財政の多くの面において、国、都の援助を受けなければならぬ。これを無視して財政的な援助が受けられなくなつたということになります。福生市として多くの損害を受け、市民の皆様は御迷惑をおかけすることにもなるので、ぜひとも事情を御理解いただくことを存じます。

次に、広域行政の取り組み方についてでございます。

ただいま御指摘をいただきましたように、市民生活は、毎年、その生活範囲を拡大し、隣接市町村へと広がっております。また、地域的にも財政的にも、一市町村のみでは処理できないものが多くなっております。こうした場合にあって、東京都において、西多摩広域圏構想がなされたわけでございます。この構想につきましては、前回の全員協議会にございまして、若干、その経緯と要旨を御説明申し上げました。ところでございしますが、市が現在行っている業務でも

市町村単位の場合の方が、業務もあれば、広域圏を通して行った方が得策の業務もあると思います。このような観点に立ち、どの業務が広域圏に適するかを検討いたしまして、今後、関係市町村と十分協議を重ねてまいりたいと思っております。

なお、実施計画書につきましては、広域行政の業務が進むに従って、何らかの方法でその業務の要旨を注記したいと思っております。

答弁にかえさせていただきます。

○二十三番（関 米吉君） 基本的な御答弁をいただきましたが、さらに次の点についてお尋ね申し上げます。

まず第一点、予算の編成方針についてでございます。

市長は、ただいま、特に前年度と変わらぬ。しかし行政水準を下げるに、そしてさらに、その向上をやるための編成を行ったところ、財源的には都市整備基金からの取り崩しでもって収支の均衡を保ちました。こういうことの御答弁をいただきましたわけでございます。で、本日、

先ほど、市長が五十八年度の施政方針と明らかにされておられます。今日、国における臨調、行革、都における補助金等の削減など、福生市を取り巻く諸情勢はさらに厳しく、市税の伸び率は鈍化の傾向にあり、市財政の前途は容易ならぬものがあります。この方針のもとに、五十八年度のこの予算案が策定されたものと私、そう考えているわけです。そして、収支の均衡を保つために、都市整備基金からの取り崩しを行うというところでございますが、そこでひとつ具体的にお尋ねいたします。

そのところ、そういった都市整備基金の取り崩しということでは、当年五十八年度の立場は逃れられるかもしれませんが、しかしながら、厳しい財政情勢下に、そういった基金からの取り崩しということも、やはり限度があるかと思えます。そういうふうなことになるまいかと。私は、やはり結果的に、市民に行政の低下を招かなで、そして水準を向上せよという面については、市長が本日の施政方針の第二ページに掲げられている「適正なる受益者負担等により

財政基盤の確立を図る」と、これが具体的に私が心配している市民負担へのしわ寄せというところが、五十八年度に予想されるのではなかと思えますが、その点について心配な点かというところ、まず第一点としてお尋ね申し上げます。

第二点としてしましては、基本計画に基づくところの中期実施計画、この実施計画が今度の予算案の中で達成しているものというふうにして理解していかうか。たとえばの話でございすけれども、これは一つの例としてお聞きしていただきたいと思います。現在、福生市におきましては、人口は少ないにもかかわらず、交通事故の発生率と言いますか、それが非常に多いわけです。たとえば、ちよと古い統計で恐縮でございますけれども、五十五年度は、武蔵村山市に次ぐ最多発生都市として、人口一人当たりの発生件数が四七・三、この数値は、五十六、五十七、特に当年五十八年度におきましては、すでに死者は四名も出ているというふうな厳しい交通戦争の事情下にあります。過日、福生市は、福生市民の意識調査というふうなものを、情

報セニターに委託いたしました。わが千人の抽出調査で
にすぎずけれども、その方々は、福生市の将来について、いろいろことを
望んでおります。福生に住んで私どもは日が短かい者が多く、人です
けれども、対象者がです。けれども、福生市は非常にいい所だ、
将来もずっと福生市に住みたい。しかし、その条件としては、緑豊
かな住みよい町ということと希望しているのが第一位です。その次に、
やはり、安全な生活を営めるまちづくりを頼みたい。いろいろよいこと
とで、特に、いろいろ交通事故災害が非常に多発してゐると
いうことは、やはり、本市の将来像にとっても大きな問題ではなかつたか
ら、いろいろ思うわけでござります。したがって、この福生の市民のそういったニーズにこたへるために、交
通災害などの問題について、福生市はもっとも積極的に取り組む
必要があるのであると思ひますけれども、その点について五十八年
度の予算の中で、いろいろ対応がなされてゐるかどうかということも、
第二点としてお尋ね申し上げる次第でござります。

次に、人件費の問題でござります。私が端的に御質問申し上げ
ました、人事院勧告は、尊重し履行しなければならぬものであるか
どうかという点につきましては、市長は、これはもう、そういったことは
尊重されていかなければならぬ。それから、二つ目として、いままで本市
と組合との間の交渉の中で、組合がこの人事院勧告を、ぜひひとつ履
行していただく、というふうな要求は、妥当なものと解するかどうかと
いう点につきましては、これは妥当なものと解すると、いろいろこのお
答えをいたしました。

しかしながら、確かに市長もその言葉に付言されましたように、
本市だけが特別に突出した対応はできないという、市長の答弁も
私は理解するものでござります。しかし、ここで市長にお尋ね申し
上げます。

組合の言ひはもともと、職員主張はもともと、ということであ
るけれど、本市だけが特別突出した答弁はできない、ということとは、
財政的事情ではない、というのか、どうしても、国や都の圧力のもと